

## 「協力医療機関に関する届出書」の提出について

施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を指定権者に届け出ることが義務付けられました。

### 1 対象施設（※は老人福祉法上の規定によるもの）

- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 養護老人ホーム（※）
- ・ 軽費老人ホーム（※）

### 2 提出書類

- (1) 協力医療機関に関する届出書（別紙1又は別紙3）
- (2) 協力医療機関との協力内容がわかる書類（協定書の写し等）

### 3 提出先

保健福祉部 保健福祉総務課 介護事業者指導グループ  
法人・施設グループ（※）

### 4 提出期限

各年度2月末日まで

### 5 その他

届出書の様式やその他留意事項につきましては、本市ホームページ「ID\_1036015」をご覧ください。